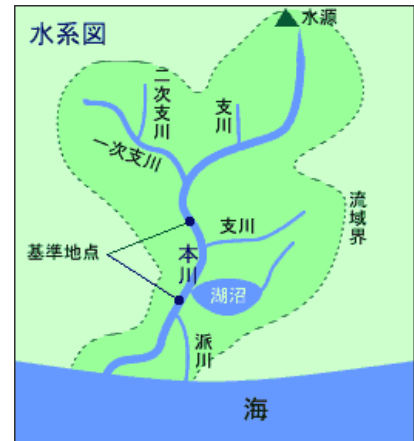


用語解説集

1) 水系

同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらの関連する湖沼の総称。

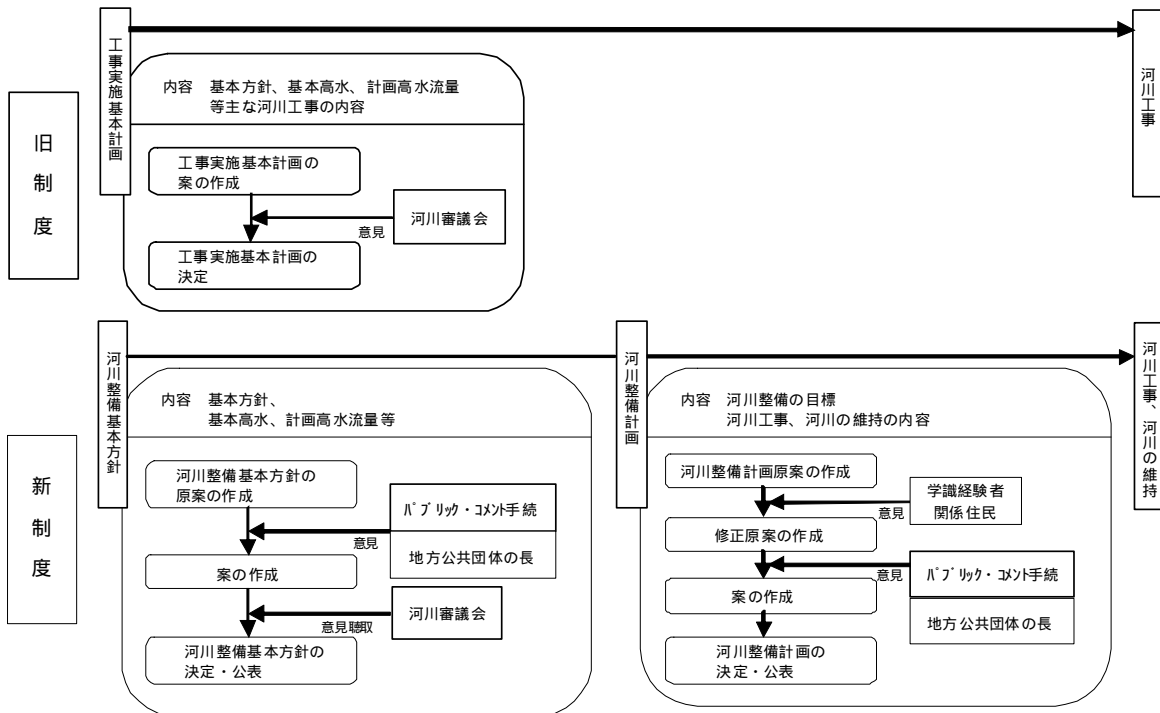


2) 河川整備基本方針・河川整備計画

旧河川法では、工事实施基本計画を策定し、その計画をもとに河川工事を進めることとされていた。平成9年に河川法が改正され、新制度では、それを2つに分け、将来目指すべき川の姿を定める「河川整備基本方針」と、今後10～30年間の具体的な整備の計画を定める「河川整備計画」を定めることとなった。

「河川整備基本方針」の策定にあたっては、河川審議会の意見を聞くことが河川法に位置づけられている。兵庫県管理二級河川の武庫川水系河川整備基本方針の策定にあたっては、武庫川流域委員会を設立して地域住民・学識経験者から意見を聞き、パブリック・コメント手続きの実施、市長からの意見聴取の後、兵庫県河川審議会における審議を予定している。

策定にあたっては、それぞれの流域の地域特性や自然環境などを総合的に考慮し、治水、利水、環境、河川管理などについて水系ごとの特色を踏まえた方針としている。



- 3) 幹川流路
最大流量をもつ流路(本流)のこと。
- 4) 流域
降雨や雪解け水などが地表や地下を通して、その川に流れ込んでいる全地域をさす。
- 5) 築堤
堤防を築造すること。
- 6) 氾濫域
洪水により仮に堤防が決壊した場合に氾濫した水が広がる範囲を示すもの。
- 7) ^{ちゅうせき}沖積低地
約1万年前から現在までに堆積した、軟弱で地下水位面が地表面に近い地盤。
- 8) ^{かこうがん}花崗岩
^{せきえい}石英・^{ちようせき}長石を主成分とする岩石で、^{くろうんも}ごま塩状に黒雲母が散在し、全体としては白みがか
ったものが一般的。通称は^{みかげいし}御影石と言ひ、建築材や墓石などの石材として多用される。
- 9) 潮止堰
河川の下流部で、海水の遡上による塩害などが生じないように設置される堰。
- 10) 丘陵地
一般に300m内外の高度で緩慢な斜面と谷底を持つ地形。
- 11) ^{だんきゅうめん}段丘面
川・海・湖などに隣接していて、平坦面と急崖が階段状に配列している地形を段丘と言ひ、平坦面を段丘面と呼ぶ。
- 12) 砂岩
岩片や鉱物粒子などの砂粒が粘土物質、^{けいさん}炭酸カルシウム、^{こうけつ}珪酸などで膠結されてできた岩石。
- 13) 泥質岩
岩石や鉱物のかけらが泥・粘土などの粒となり、堆積して固まって岩になったもの。
- 14) ^{りゅうもんがんしつぎようかいがん}流紋岩質凝灰岩
溶結前の構成物質の大部分が火山灰からなる^{けいちょうしつ}珪長質火山岩。
- 15) ^{ぎようかいかくれきがん}凝灰角礫岩
火山の噴火により、火口の周辺に厚く降り積もった堆積物が固まり岩石となるが、このとき、堆積したものが火山灰ならば^{ぎようかいがん}凝灰岩、ほとんどが火山礫からなる場合を火山角礫岩と言ひ、火山灰と火山レキなどが混じっている場合に礫の量が多いものを^{ぎようかいかくれきがん}凝灰角礫岩と言ひ。

16) 火山岩類

地表あるいは地下浅所でマグマが急冷することによって生成された細粒もしくはガラス質の岩石。爆発的噴火によって形成された火砕岩、穏やかな噴火によって形成された溶岩なども含む。

17) 礫岩

砂以上の粒度を持つ礫が固結した堆積岩。円礫の場合に礫岩、角礫の場合は角礫岩、両方を合わせて礫岩と呼ぶ。

18) 六甲花崗岩

兵庫県六甲山地の主要部を構成する白亜紀末期の花崗岩。桃色長石を含む黒雲母花崗岩を主とし、一部に角閃石を含む。六甲花崗岩は風化作用が顕著で、岩体深部まで真砂化しているため、1995年の兵庫県南部地震で多数の斜面崩壊を生じた。

19) 第四紀層

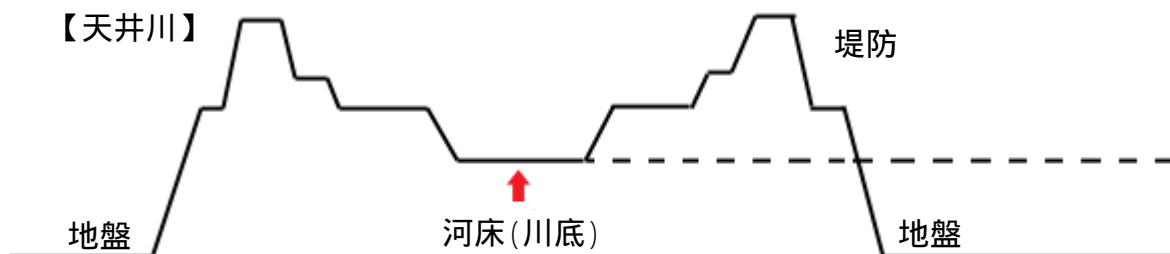
約 170 万年前から現代までの、人類が出現したり、氷河に覆われた時代の地層。氷河時代や洪積世と呼ばれる更新世と、後氷期や沖積世と呼ばれる完新世に分けられ、この時代の堆積岩や火成岩を第四紀系と言う。

20) 沖積平野

川の洪水等の作用によって形成される平坦な地形のこと。

21) 天井川

河床が周囲の土地よりも高くなっている河川。



22) 海拔ゼロメートル地帯

平均満潮時に海水面より土地の高さが低い場所。

23) 二次林

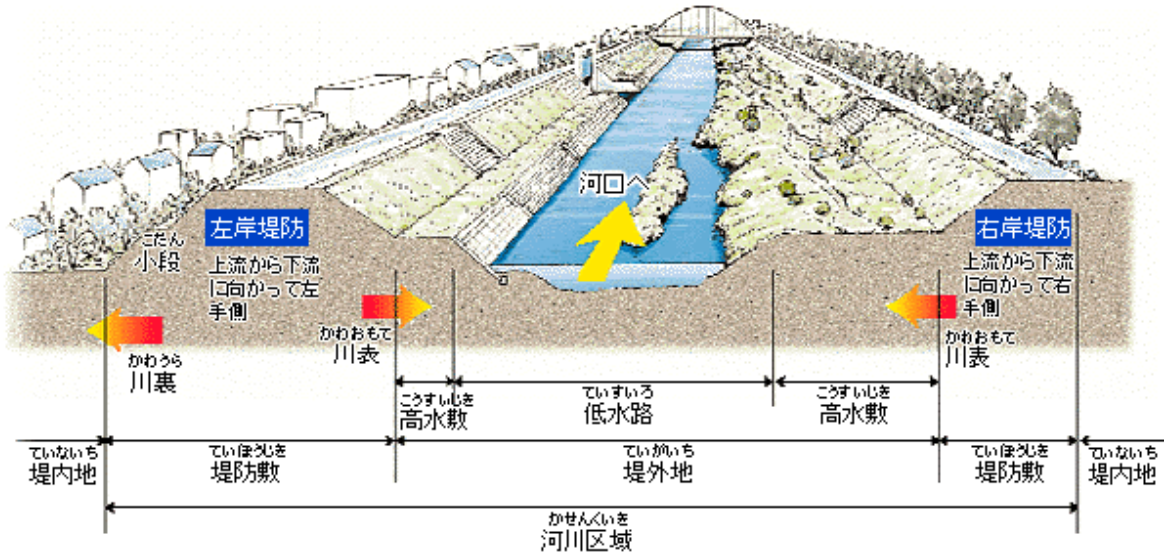
伐採後再生した森林など過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林または、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林。二次林は代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキなど植林地の植林は含まれない。

24) 人工林

苗木の植栽や播種等により成立した森林。

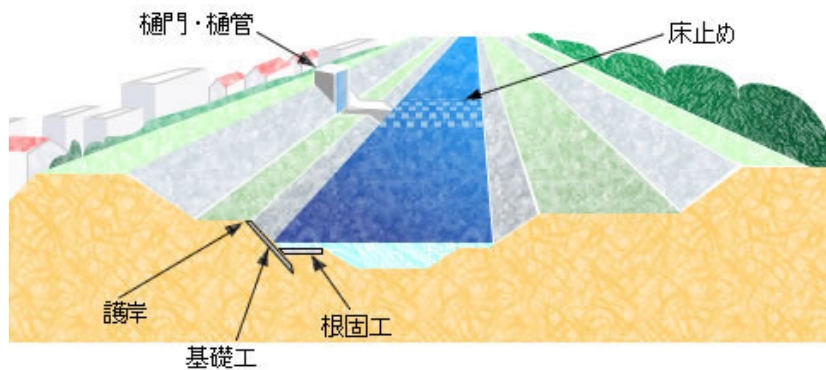
25) 複断面河道
堤防と低水路の間に十分な高水敷がある河道。

26) 高水敷
高水敷は、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のことをいう。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されているが、大きな洪水の時には水に浸かる。

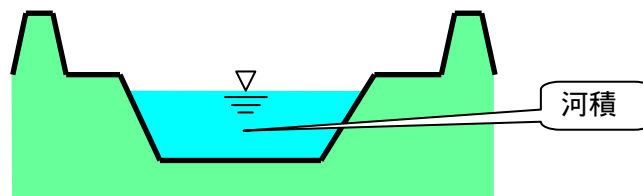


27) 河川敷緑地
河川法により占用許可を受けた、地域住民の福利厚生のために利用する緑地。

28) 床止め（とこどめ）
河床の洗掘を防いで河川の勾配（上流から下流に向かっての川底の勾配）を安定させるために、河川を横断して設けられる施設。床固めということもあるが、機能は同じである。床止めに落差がある場合、「落差工（らくさこう）」と呼び、落差がないかあるいは極めて小さい場合、「帯工（おびこう）」と呼ぶ。



- 29) 感潮域
河川の下流部において、潮汐の影響をうける区間。水位や水質の変化、流れの逆転などが生じる区域。
- 30) 低水路
平常時の水を主に流す川の部分。
- 31) 砂州
河川内や河口付近あるいは砂浜海岸などに形成される細長い砂れきの堆積。
- 32) 汽水域
河川が海に流れ込んでいる場所では、川の水（淡水）と海の水（塩水）がまじりあった塩分の少ない水（汽水、Brackish water）がある区域が形成される。これを汽水域と言う。
- 33) 土砂留大名
幕府から命ぜられ、山の管理や河川の普請（工事）にあたっていた大名。
- 34) 廃川敷
河川改修で蛇行部を直線化した場合などに不要となった古い川が流れていた土地。
- 35) 工事实施基本計画
改正前の河川法（昭和39年制定）に基づいて、河川管理者が、水系毎に河川の保全と利用に関する基本方針、基本高水、計画高水流量、主な河川工事の目的、種類と場所などが計画高水流量や河川工事の実施についての基本となるべき事項を定めたものである。
- 36) 河積
洪水を流す河川の断面積をいう。



- 37、38) 小規模河川改修事業、中小河川改修事業
一級及び二級河川の指定する区間において、一定の計画に基づき護岸、築堤などの河川改修を行う事業であり、事業規模により小規模河川改修事業と中小河川改修事業に分かれている。
なお現在は、事業の再編・統合により、広域一般河川改修事業及び広域基幹河川改修事業となっている。
- 39) 住宅宅地関連公共施設整備促進事業
住宅及び宅地の供給を特に促進する必要がある三大都市圏等の地域における住宅宅地事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の公共施設の整備を行う事業である。
なお平成16年度より、事業の再編・統合で住宅市街地総合整備事業となっている。

三大都市圏：東京圏（又は首都圏 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）、名古屋圏（又は中京圏 岐阜県・愛知県・三重県）、大阪圏（又は近畿圏 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

40) 環境影響評価概要書

環境影響評価に関する条例に基づき、対象事業などの実施等による影響の有無についての調査等を行い、次に挙げる事例を記載したもの。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業等の名称、目的及び概要
- (3) 事前調査等の結果
- (4) 第 14 条第 1 項に規定する環境影響評価準備書の作成のための調査等の計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

兵庫県では環境影響評価に関する条例により、対象事業などを実施しようとするときに作成し、知事に提出しなければならない。

41) 砂防えん堤

砂防指定地内において、発生した土石流を直接捕捉し、また大雨時に流出する土砂を一時的に貯留して調節する施設。

42) 山腹工

山腹の崩壊地は、放置したままでは崩壊を繰り返し、下流への土砂災害を防ぐことはできない。そこで崩壊地に植物が育成できるよう斜面を安定させ、植栽などで緑化を進め、やがて成長した樹木などによって、土砂の流出や崩壊の拡大を防止する工法。

43) 流路工

扇状地など柔らかい地質の土地で、川が左右に方向をかえたり、河岸や河床が、流れの勢いでえぐれてしまったり、逆に土砂がたまってしまったりして、洪水の際に、人家や田畑に大きな被害を与えることがないように、土砂や洪水の安全な流路をつくり、速く安全に下流に流す施設。

44、45、46、47、48、49) 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

河川の水質汚濁に係る環境基準

河川の水量及び水質を管理するための代表となる地点で、その水域の代表的な水質を示し、継続的に水量及び水質調査を行う必要がある。環境基準については、下表の基準値により、A A類型からE 類型までに分類されている。

項目 類型	利 用 目 的 的 性 適 応 性	基 準 値				
		水 素 濃 度 イ オ ン (p H)	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (B O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌群数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 浴 槽 及 び B 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	2 mg / l 以下	25 mg / l 以下	7.5 mg / l 以上	1000 MPN/100ml 以下
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及 び C 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	6.5以上 8.5以下	3 mg / l 以下	25 mg / l 以下	5 mg / l 以上	5000 MPN/100ml 以下
C	水 産 3 級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / l 以下	50 mg / l 以下	5 mg / l 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg / l 以下	100 mg / l 以下	2 mg / l 以上	-
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10 mg / l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg / l 以上	-
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 6 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備 考						
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）						
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）						
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測する事ができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）						
4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。） 試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml・・・のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 酸酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100m l 中の最確数を最確数表を用いて算出する。 この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。						

湖沼の水質汚濁に係る環境基準

天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2,3級 水産2級 浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l 以上	-
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考		水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

50) かんがい

作物栽培に必要な水を水源から農地まで人為的に取水・配分・供給すること。水源は河川、湖、また、ダム貯水池が多いが、ため池と呼ばれる小規模な農業用の貯水池も多く使われている

51) 内水面漁業

サロマ湖、ふうれんこ風蓮湖、おんねとう温根沼、あつけしこ厚岸湖、加茂湖、浜名湖、中海を除く河川及び湖沼において水産動植物を採捕する事業。

52) “ひょうご・人と自然の川づくり” 基本理念・基本方針

「治水・利水」「生態系」「水文化・景観」「親水」を柱とした、兵庫県の川づくりの基本的な考え方。

兵庫県では、この基本理念及び基本方針をもとに、「かわ」に対する県民意識の向上に努めると共に、「かわ」に対する県民の思いをくみ上げ、「自然にやさしい川づくり」や「川らしい川づくり」、「場に応じた川づくり」を目指し、県民と一体となって「ひょうご・人と自然の川づくり」に取り組んでいる。

53) 破堤
洪水時等に浸透や浸食等により堤防が壊れること。

54) 流域対策
流域で雨水を一時的に貯留し、河川への流出を抑制する対策を流域対策と呼んでいる。
流域対策には、学校や公園などに貯留施設の整備を公共事業で行うもの、開発に伴う調整池の設置など開発者によるもの、各戸貯留など個人でできるものがある。



55) 堤防強化
堤防の強度を高め、水害からの安全度をあげること。
特に河川堤防では、浸透対策、浸食対策、地震対策などが行われる。

56) ライフライン
電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し現代人が日常生活を送る上で必須の諸設備を言う。

57) 想定氾濫区域内人口
氾濫した場合に被害が想定される区域内人口のこと。

58) 洪水調節施設
一時的に洪水流量の一部を貯め、下流の河道に流れる流量を減少させる施設のこと。
洪水調節用ダム、調節池、遊水地などが該当する。

59) 河川管理施設
洪水の制御及び調節、又は、河川環境の維持及び改善等のために建設されたもの。ダム、堰、水門、堤防などがそれに該当する。

60) 東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域。

61) 内水

洪水時に本川水位が上昇し、降雨に伴う支川のスムーズな流下が困難となって堤内地が浸水する現象を内水という。

62) 水源かん養

健全な森林生態系の存在により豪雨時における河川の増水量（直接流出量）を軽減させるとともに、無降雨時の基底流出量を安定的に供給する作用、すなわち『流量の平準化（流出の遅延効果）』とされている。一方、森林は降雨中には樹冠遮断として、晴天時には蒸散として、水分を大気中に放出しており、その量は葉の量にほぼ比例すると考えられている。

63) 中干し

田んぼの水を抜いて土壌を乾燥させること。

中干しすることによって、土壌中の酸素を増やし、根を活性化させるとともに茎が増えるのを抑え、稲を丈夫にするとともに米の品質を向上させるために行う。

6月下旬から7月頃にかけて5～10日程度行う。

64) ハザードマップ

水害時における流域住民の安全な避難に役立つよう、想定浸水深や避難所の位置、緊急連絡先等の情報が記載されている地図。

65) 水防活動

川が大雨により増水した場合、堤防の状態を見回り、堤防などに危険なところが見つければ、壊れないうちに土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する必要がある。

このような、河川などの巡視、土のう積みなどの活動を水防活動という。

66) 正常流量、67) 正常な機能を維持するため必要な流量

流水の正常な機能を維持するために必要な流量のことで、利水計画を策定する場合この流量を考慮する必要がある。正常流量は舟運（しゅううん）、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持（水質）を考慮した、渇水時において維持すべき流量（維持流量）と基準地点下流における農業用水等の取水のために必要な流量（水利流量）の双方を満足する流量を設定する。

原則として10カ年の第1位相当の渇水時にも維持できるよう計画する。

68) 水利

田畑のかんがいや水道等に水を使用すること。

かんがいは50)を参照

69) 地下水かん養機能

河川等の地表水が地中へ浸透し帯水層に供給されること。地下水の揚水量がかん養量を上回ると地下水位低下が起こり、地盤沈下、井戸の枯渇、地下水塩水化等の問題が生じる。

70)「健康診断図」

「武庫川の健康診断図」とは、広域的な視点から河川環境を評価することを目的に、兵庫県が独自の方法で実施している「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果をまとめた地図のこと。生きものの確認状況と流域の環境（自然環境、物理環境）の関係を地図に表すことで、様々な視点から地域や場所に応じた自然環境保全対策検討の基礎資料として、河川改修等に役立てることを目指している。水系全体を視野に入れた課題の提示や整備のポイントを示すことから、地先で行われる個別の河川改修について、より広範な視点で、対策を考えることができる。

「武庫川の健康診断図（案）」は、「武庫川水系武庫川ひょうごの川・自然環境調査業務」（平成16年3月、兵庫県阪神北県民局三田土木事務所）の調査結果にもとづき、平成17年度に作成された。

71) 緩流性

川の中の水域において、生物の生息・生育環境を表す言葉の一つ。流れの緩やかな状態を指す。勾配の緩い川、幅の広い川の岸边や入り江等が該当する。

72) 干潟

海岸部に発達する砂や泥により形成された低湿地がある程度以上の面積で維持されている場所のことで、潮汐による海水面の上下変動があるので、時間によって陸地と海面下になることを繰り返す地形のことである。

河川の河口域にも同様の環境が形成されることがあり、多くの干潟では多様な動植物が確認できる。

73) 汽水環境

河川が海に流れ込んでいる場所では、川の水（淡水）と海の水（塩水）がまじりあった塩分の少ない水（汽水、Brackish water）がある区域が形成される。これを汽水域と言う。

汽水環境とは、このような淡塩水の混じり合った水域（一部、干潟のような陸域も含む）の状況を言う。

塩分濃度が徐々に変化していることから、塩分を好む生物から塩分を好まない生物まで、多種多様な生物の生活の場となっていることが多い。

74) 魚道

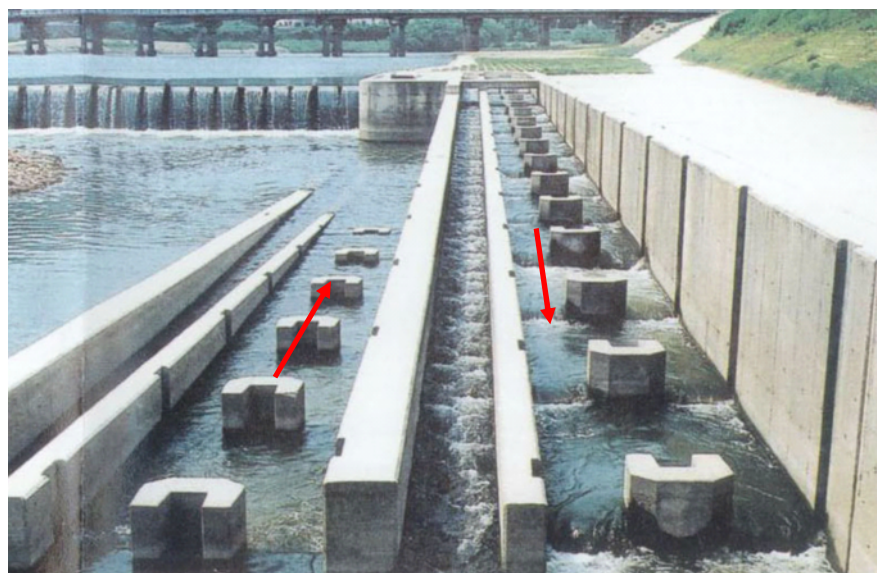
川では、治水・利水の目的で、川や土砂を堰き止める施設など（ダム、堰、落差工等）が設置されていることが多く、川の上下流の連続性が分断され、川の中を往き来する生物、特に回遊魚に影響を及ぼす。このような箇所に、魚類の遡行を助けるために川に設ける工作物で、通常は遡行を妨げている施設に附帯して設置される。魚道には、階段式、アイスハーバー式、パーティカルスロット式、ハーフコーン式、潜孔式、粗石付き斜路式、デニール式、エレベーター式など多数の方式がある。



兵庫県【青野川】青野ダム
（多自然型魚道）



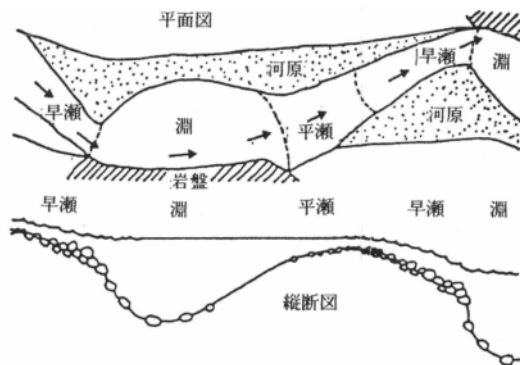
兵庫県【明石川】神戸市西区
（ハーフコーン型魚道）



兵庫県【加古川】津万井堰
（アイスハーバー型魚道と粗石付斜路式魚道）

75、76) 瀬、淵

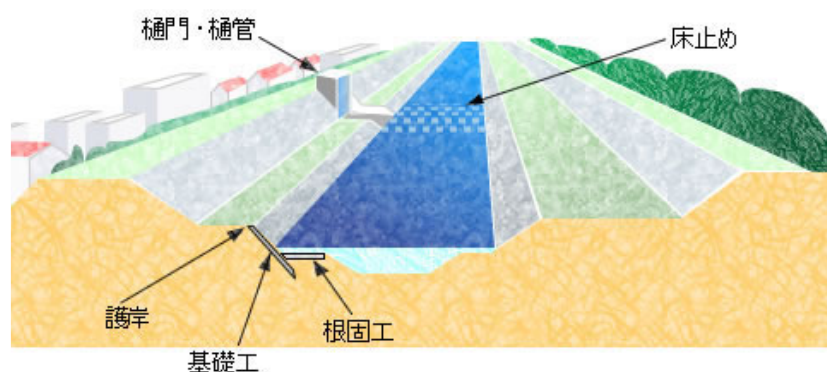
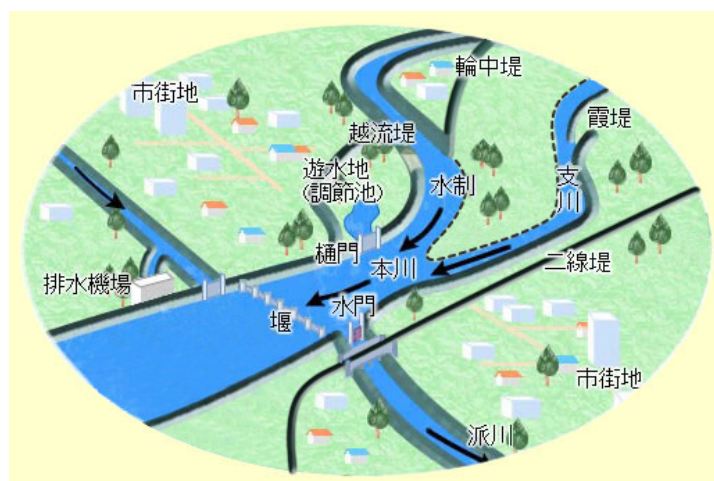
川は、流れの力により、川底の土砂や砂利を動かし、流れは左右にクネクネと曲がり始め、このとき流れの中には水深の深いところと浅いところが交互に形成される。この深いところを「淵」、浅いところを「瀬」という。淵の部分は流れは緩く、川底は細かい砂や泥などとなっている。一方瀬の箇所では流れは早く、水面は波立っており、川底は石ほとんどの場合石や砂である。



水深	深い	浅い	浅い
水面	波立たない	しわのような波	白波が立つ
流速	緩い	速い	もっとも速い
底質	砂	沈み石	浮き石
河床型	淵	平瀬	早瀬
		瀬	

77) 樋門

堤内地の雨水や水田の水などが川や水路の流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設である。このような施設のなかで、堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門または樋管と呼ぶ。樋門と樋管の明確な区別はなく、機能は同じである。また堤防を分断してゲートを設置する場合、その施設を水門と呼ぶ。水門を堰と混同する場合があるが、水門はゲートを閉めた時に堤防の役割を果たす。



78) アセットマネジメント

アセットマネジメントとは、資産運用において、リスクを考慮した最適な投資判断によって、最大の利益を得るマネジメントのことで、不動産や株式投資などで多く使われている。アセットマネジメントの考え方を社会資本にも応用していく考えがあり、これは、例えば河川管理施設を資産として捉え、構造物の状態を客観的に把握・評価し、資産の状態を予測するとともに、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮し、計画的かつ効率的に管理することである。アセットマネジメントの導入により、更新時期の平準化と費用の最小化を図りながら、対症療发型から予防保全型の管理への転換が可能となる。

79) モニタリング

河川において適切な水・土砂管理を行うために、水・土砂、河川環境、土地・空間、施設の監視を実施していくこと。

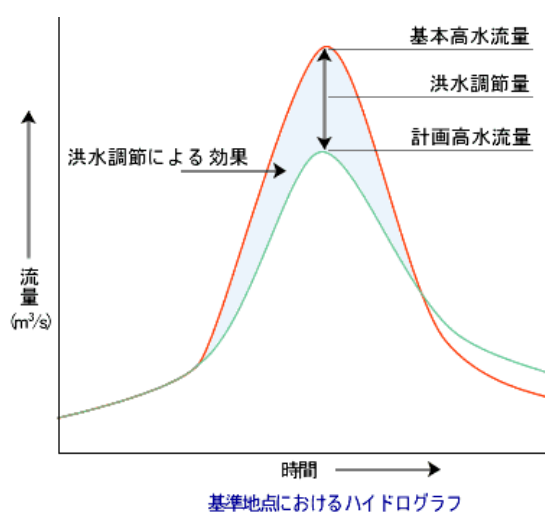
80) 流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量

流域において流出抑制対策の施設（学校、公園、ため池、防災調整池）整備を行わない現状における、洪水の最大値（甲武橋地点）のことである。

81) 基本高水のピーク流量

基本高水は、洪水を防ぐための計画で基準とする洪水のハイドログラフ（流量が時間的に変化する様子を表したグラフ）のことである。この基本高水は、ダムや遊水地などの人工的な施設で洪水調節が行われていない状態、言いかえるなら流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出した場合の河川流量を表現しており、河川整備基本方針の中で設定される洪水防御の基本となる流量のことで、基準点に設定される。この流量の最大値を基本高水のピーク流量と呼ぶ（基本高水流量と呼ぶこともある。）

また、基本高水（「きほんこうすい」）を「きほんたかみず」と呼ぶことが多い。



82) 計画基準点

洪水を防ぐための計画を作成するときに、代表となる地点であり、この地点において、基本高水流量および計画高水流量を定め、その河川の改修計画が作成される。

83、84) 計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう） 計画高水位（けいかくこうすいり）

計画高水流量は、河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量である。言い換えればこれは、基本高水から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量の最大値である。

計画高水位は、計画高水流量が河川改修後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位のことである。実際の河川水位が計画高水位を多少越えただけなら、堤防の高さには余裕があるのですぐに堤防からあふれ出すことはない。

85) 計画横断形

計画高水流量が河道を流下する場合、堤防から溢れないように定めた河川の横断形状。

86) O.P. (大阪湾最低潮位)・T.P. (東京湾中等潮位)

O.P.とは明治6年4月～明治23年7月まで大阪港天保山に量水標を立て観測した当時の最低潮位で、工事用の基準高さとして広く用いられている。また、T.P.とは明治6年6月～明治12年11月まで隅田川河口の霊岸島量水標で観測した結果から求めた平均潮位である。

$$O.P. + 1.3m = T.P. + 0.0m$$

87) 既得水利(水利権)

水を使用する権利。河川法第 23 条で河川の流水の占有権を国土交通省令によって認められたものを許可水利権といい、河川法制定(昭和 39 年)以前において認められていたものは慣行水利権という。

88) 低水流量、89) 渇水流量

流量の時間的変化を流況と一般に言うが、豊水・平水・低水・渇水流量の意味で使われることもある。

(豊水流量) 1 年を通じて 95 日はこれを下回らない流量

(平水流量) 1 年を通じて 185 日はこれを下回らない流量

(低水流量) 1 年を通じて 275 日はこれを下回らない流量

(渇水流量) 1 年を通じて 355 日はこれを下回らない流量

90) 利水

河川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電などに利用すること。